

民法V〔不法行為・不当利得法〕

(Civil Law V)

2学期 水曜7・8時限

授業時間：75分×20回

単位数：2単位

履修年次：1年次

担当教員：藤村和夫

研究室：教員研究室14

授業の到達目標：

不法行為法・不当利得法の基礎を万遍なく把握する。

授業概要：

この分野は、民法上の規定の数こそ僅かではあるものの、その議論は膨大である。

まず、不法行為は、私たちの社会生活において日常的に生起するものであり、被害者と加害者という比較的単純な関係を起点として展開されることになるものであるが、不法行為として把握されるもの、あるいは不法行為か否かが問題とされる対象が拡大してきており、その間口は相当に広く、同時に奥行も深いものといわなければならない。そして、その不法行為を規制する民法上の規定が多くはないのに対し、裁判例の蓄積が膨大なものとなっており、その裁判例（判例）によって創造された準則が民法上の規定と同様に重要な意味をもっている。したがって、それら裁判例を如何に理解するかも必須の課題となるが、その課題を克服するためにも、また、未だ裁判例が存しないような新たな問題に対処するためにも、基礎的な理論を身につけることが求められる。そこで、授業では、概ね民法典の規定の順序に従いつつ、不法行為法の基礎理論の理解に努めることとする。

次に、不当利得については、それほど多くの時間を割くことが叶わないので、不当利得の要件とその効果を中心に、基本的な内容の理解に努める。

評価方法：

筆記試験中心に評価する。試験は、講義を受講していることが前提となるものであるが、内容を如何に理解しているか、その理解していることをどのように表現できているかをみる。成績評価は、試験（知識がどの程度修得されているか、法的問題点がどの程度理解できているか、論理構成がどの程度適切になされているか、文章による表現力がどの程度に達しているか等）と平常点（講義への出席状況、講義における議論への参加状況）とを総合して行うが、その評価の割合は概ね8：2とする。

教科書：

円谷峻著『不法行為法・事務管理・不当利得—判例による法形成—（第2版）』（成文堂）

参考書：

適宜、紹介します。

授業計画：

以下は、およその進行予定である。

第1週（1回、2回） － 3頁～54頁

第1部 不法行為法 第1章 不法行為法概説

第2章 不法行為法の適用要件 1 故意・過失

第2週（3回、4回） － 54頁～92頁

2 権利侵害と違法性 ～ 4 責任能力

第3週（5回、6回） － 92頁～125頁

5 因果関係 ～ 6 権利行使と期間制限

第4週（7回、8回） － 126頁～159頁

第3章 不法行為法の効果 I 損害賠償

1 金銭賠償とその例外 ～ 3 損害賠償の範囲

第5週（9回、10回） － 159頁～185頁

4 損害の種類 ～ 6 過失相殺の「過失相殺と損益相殺」

第6週（11回、12回） － 185頁～213頁

6 過失相殺の「素因と過失相殺」 ～ 7 損害賠償請求権者

第7週（13回、14回） － 214頁～235頁

II 差止請求 ～ 第4章 特別不法行為責任 2 使用者責任の「要件」

第8週（15回、16回） － 235頁～268頁

2 使用者責任の「『事業ノ執行ニツキ』と外形理論」 ～ 4 動物占有者の責任

第9週（17回、18回） － 268頁～290頁

5 共同不法行為責任

第10週（19回、20回） － 293頁～366頁

第2部 事務管理・不当利得

第11週 － 試験